

1. 募集概要

天田財団は、従来の「金属等の加工に係る研究への助成による学術及び科学技術の振興」に「金属等の加工業に従事される方の人材育成と技能向上に有益な資格の取得に対する助成による勤労意欲のある方への就労の支援」を公益目的事業に加え、わが国の産業及び経済の健全な発展によりいっそう寄与してまいります。

具体的には、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的に実施されている職業能力開発促進法に基づく国家検定制度である「技能検定の受検手数料の助成」を行います。弊財団はこの技能検定職種のなかから、金属薄板の加工及び組立てに必要な技能である「工場板金」の「受検手数料の助成」を行います。2019 年度後期は 428 名の受検者へ 7,071,000 円の助成金を交付いたしました。

なお、技能検定及び工場板金技能士の詳細につきましては、厚生労働省及び中央職業能力開発協会のホームページにてご確認ください。

* 技能検定とは（中央職業能力開発協会ホームページより）

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。技能検定は、国（厚生労働省）が定めた実施計画に基づいて、試験問題等の作成については中央職業能力開発協会が、試験の実施については各都道府県がそれぞれ行うこととされています。技能検定の合格者には、厚生労働大臣名（特級、1 級、単一等級）又は都道府県知事（2 級、3 級）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。また、技能検定合格者には、他の国家試験の受験や資格取得に際して特典が認められる場合があります。

* 企業として従業員に技能検定を受検させるメリット（技能検定受検案内より）

- ・若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効である。
- ・高い技能を持つ技能士がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ。
- ・企業内に能力評価制度がなくても、技能検定を活用することで代用できる。
- ・技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

* 工場板金の職種内容（技のとびらホームページより）

板金加工とは、薄い平らな金属を曲げや打出しで加工することで、「工場板金職種」は主に各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立ての仕事を対象としています。

「工場板金」には、特級・1 級・2 級・3 級の等級があります。

2. 助成内容

職業能力開発促進法施行令で指定され、都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定の職種である「工場板金」技能検定に係る「受検手数料」の受検者本人の負担軽減を目的に助成（寄附）します。

2.1 受検手数料の助成

(1) 対象者は、厚生労働省が定めた技能検定職種「工場板金」の特級、1級、2級、3級のいずれかの技能検定受検申請を行い、受検手数料を納付、受検番号が記載された試験受検票を受領していることが申請の条件です。

(2) 助成対象者は受検者本人（以下個人）又は受検者を雇用している法人とします。

① 個人とは、学生、未就労者、個人事業主、フリーランス等

② 法人とは、受検者を雇用している組織体（会社・企業・学校等）

※ 受検手数料を個人が負担している場合、助成金はその受検者へ支給してください。

(3) 受検手数料（学科試験及び実技試験）の実費相当額を助成します。

実費相当額とは、地方公共団体等からの補助金又は割引制度等を活用した場合、その充当額や割引額を受検手数料から差し引いた金額です。

① 個人からの申請の場合は申請者名義の金融機関口座へ振り込みます。

② 法人からの申請の場合は受検者の氏名等を明らかにし、その合計費用を指定された法人名義の金融機関口座へ振り込みます。但し、同一法人から助成申請できる人数の上限を設定します。

③ 2020年度後期は「工場板金」職種の下記を対象とします。

* 前期中止となり、後期に実施される「曲げ板金作業・打出し板金作業」

* 工場板金（特級） * 機械板金作業（1・2級）

* 数値制御フレットパンチプレス板金作業（1・2級）

④ 特級・1級・2級・3級の各級受検者の総合計が同一法人で10名以内とします。

※ 同一法人^注から複数の申請（例：〇〇事業所5名申請、その後△△事業所8名申請）があった場合、先着を優先（〇〇事業所5名）します。

同一法人^注に該当するかは、「法人番号（国税庁）」で判定します。

(4) 受検手数料の助成は同一受検者に対して同一作業名同一等級を3回まで助成します。これは受検者本人に適用しますので、所属先とは無関係です。

(5) 助成金総額はその年度ごとに前期と後期で予算として設定し、募集開始時から募集条件を満たした者を先着順で受付し、予算額を超えた時点で終了とします。

新型コロナウイルス感染症拡大により前期は全ての技能検定受検が中止となりました。後期は、その前期分と合わせて予算総額は、2,000万円とします。

2.2 応募手順

応募は全て弊財団の HP にて行います。電話・FAX・郵送等では受け付けません。

また、個別の質問等はメールのみにて受け付けます。従いまして、インターネットに接続できる PC (スマートフォン、タブレット端末の動作は保証しません)、及びメールアドレスが必要となります。

(1) 個人から申請する場合

- ① 必要事項が全て記載された技能検定受検申請書の表・裏（提出直前の状態、写真付き）、それが受理された後に、受検者へ返送された試験受検票（受検番号等記載済み）と納付した受検手数料の領収書・払込金受領証等を PDF にして準備します。
- ② 弊財団 HP から助成申請を行います。
- ③ 弊財団より、登録されたメールアドレスにアカウントが発行されます。
（アカウントは当該募集期間のみ有効で締切り後の再使用はできません）
- ④ 指定された URL にアクセス、必要事項を入力します。
氏名、生年月日、住所、電話番号、助成金振込口座等
- ⑤ ①の PDF を所定の手順でアップロードします。
- ⑥ 弊財団より「受付完了メール」を配信します。
- ⑦ 後日、弊財団より「助成決定通知メール」を配信します。
- ⑧ 助成金を指定口座に振り込みます。

(2) 法人から申請する場合（会社や法人による、とりまとめ申請）

- ① 必要事項が全て記載された技能検定受検申請書（提出直前の状態、写真付き）と、それが受理された後に、受検者へ返送された試験受検票（受検番号等記載済み）と納付した受検手数料の領収書・払込金受領証・内訳書等を PDF にして準備します。
- ② 助成金の申請及び支給は、あくまで受検者を雇用している法人等に限定します。
従って、申請業務のみを代行して取りまとめている団体等は、本助成を申請することはできません。
- ③ その法人を代表して申請を行う者（経理又は人事担当が望ましい）をあらかじめ選任してください。（申請者の受検の有無や役職は問いません）
- ④ 弊財団 HP に代表者が弊財団 HP にて助成申請者として登録します。
- ⑤ 弊財団より、登録されたメールアドレスにアカウントが発行されます。
（アカウントは当該募集期間のみ有効で締切り後の再使用はできません）
- ⑥ 指定された URL にアクセス、必要事項を入力します。
法人名、担当者名、所在地、電話番号、助成金振込口座（法人名）等
- ⑦ 受検者情報と①の PDF を所定の手順でアップロードします。
- ⑧ 弊財団より「受付完了メール」を配信します。
- ⑨ 後日、弊財団より「助成決定通知メール」を配信します。
- ⑩ 助成金を指定口座に振り込みます。

(3) 申請者の本人及び納付した受検手数料の確認について

弊財団は、申請直前の技能検定受検申請書（A3、試験写真票付き）の表・裏のPDFと、申請後に受検者へ返送された受検番号が記載された試験受検票及び納付された受検手数料を証明する領収書・払込金受領証・内訳書等のPDFを照合することで受検者本人の受検資格の確定と、納付された受検手数料の金額の確認を行います。従って、申請書記載に不備や矛盾があった場合は、助成金申請を受け付けません。受検申請書に受検手数料が明記されている場合は、受検票の交付で受検手数料が納付されたと判断して、領収書等は不要とします。

2.3 助成内容とその成果の公表について

公益財団は助成した対象者、内容等の公表及び助成対象者からその成果についての報告を得る義務があります。本助成に関しては、助成した受検手数料の件数と金額及び受検結果（合格者数）を等級ごとに数値としてのみ公表、個人名は公表しません。

2.4 受検手数料の助成金の給付を受けたが、受検できなかった場合について

弊財団は技能検定受検申請書、試験受検票をもとに助成金を交付します。これはひとりでも多くの人に技能検定を受検していただき、技能士をより広く周知することも目的としています。従って、受検結果である「合・否」は問いませんが、必ず受検結果の報告をお願いします。受検結果を報告されない場合は、それ以降、個人で申請した場合はその受検者本人、法人で申請した場合はその法人に対してペナルティとして翌年度以降の申請を受け付けないものとします。但し、新型コロナウイルス感染症・病気・出産・事故等のやむを得ない理由で受検できなかった（受検を自粛した）場合は、報告期日までにその旨を弊財団所定の様式で報告していただければ、ペナルティ対象から除外します。

2.5 2020年度・後期は以下のように募集します。

- (1) 助成金予算額：20,000,000円、1法人10名以内
- (2) 申請受付期間：2020年10月1日～2021年2月28日（又は予算終了時）
- (3) 助成金振込日：11月末、12月末、1月末、2月末、3月末の5回を予定
- (4) 受検結果報告：2021年3月1日～3月31日

2.6 助成金の経理及び税務処理について

給付した助成金の経理及び税務処理については、弊財団は一切関与いたしませんので、適切に対応をお願いします。

個人の場合：一時所得となります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

（通常、一時所得は合計が50万円以下であれば無税です）

法人の場合：補助金等として経理上及び税務上の処理が必要となる場合があります。

以上